議案第17号

財産の取得について

次の財産の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年高根沢町条例第152号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月3日

高根沢町長 加藤公博

- 1 取得財産 消防ポンプ自動車
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 24,422,544円

4 契約の相手方 栃木県鹿沼市樅山町上原267番地 ジーエムいちはら工業株式会社 代表取締役 光野 幸子

財産の取得について

- 1 取得財産 消防ポンプ自動車
- 2 契約方法 随意契約(6者見積り合わせ)
- 3 契約金額 ¥24,422,544-(内消費税及び自動車取得に係る公課等¥2,276,704-)
- 4 契約業者 栃木県鹿沼市樅山町上原267番地 ジーエムいちはら工業株式会社 代表取締役 光野幸子
- 5 契約概要 消防ポンプ自動車 (CD-I型) 1台
- 6 見積り合わせ日 令和6 (2024) 年7月29日(月)

見積り合わせ結果表

令和6(2024)年7月29日(月)

件 名: 消防ポンプ自動車購入

会 社 名	見積書記載 第 1 回	成金額 第 2 回	備考
ジーェムいちはら工業株式会社	24,422,544 O		
株 式 会 社 ネ イ チ ャ ー	25,912,120		
小 池 株 式 会 社	25,362,120		
株式会社篠崎ポンプ機械製作所	25,582,120		
日本機械工業株式会社	25,307,120		
株式会社モリタ	26,422,540		

[※]上記金額は、消費税及び非課税区分額を含めた車両購入にかかる費用総額の金額である。